

バス利用者の会会則

2026年2月改定

第1条 バス会員

バス会員（通学バスの利用を希望するパリ日本人学校に在籍する児童・生徒の親権者もしくは保護者）は、通学バスの目的を充分理解し、通学バスの円滑な運行のために、協力すると共に、バス利用者の会の会員となり、以下のような責務を担うものとする。

- ① バス利用者の会に入会する場合は、学校の入学許可（パリ日本人学校バス運行委員会の承認を兼ねる）を得た後、直ちにバス利用者の会の役員と連絡をとる事とする。バス通学をやめる場合（退会）、一時的にやめる場合（休会）、利用バスの変更等についても同様に連絡する。
- ② バス会員は、通学バスを安心かつ安全に運行させるため、別途バス利用者の会が定める規則に従って、添乗しなければならない。
- ③ バス会員は、バス利用者同士の連絡・調整・利用者の要望を伝える目的で、バス利用者の会の役員の責務を担わなければならない。（第2条に定める）
- ④ バス会員は、通学バスを利用する際、交通道德・規則を遵守するよう各々児童・生徒を指導する。
- ⑤ バス会員は、地区懇談会に出席し、運行状況の確認と安全運行について協力する。
- ⑥ バス会員は、パリ日本人学校バス運行委員会で決定した事を遵守する。
- ⑦ バス会員又は、乗車する児童・生徒が、本規定に著しく反する場合は、パリ日本人学校バス運行委員会の判断によっては、通学バスを利用できないこともある。
- ⑧ 保護者が用事で学校へ行く場合は、所定の用紙をバス役員・班長に提出し、許可を得なければならない。
- ⑨ 親師会役員・バス役員・図書ボランティア等で行く場合も、代表者がバス役員・班長に届け出を行う。

第2条 役員会

（構成メンバー）

各号車から1名のバス役員とバス班長を選ぶ。

互選によりバス役員の中から会長及び副会長を各1名選出する。（広報は持ち回りとする。）

（任期）

バス役員・班長は約半年（1～5月、6～12月）とする。

但し再選を妨げない。

（バス役員の仕事）

- ① 月1回の定例会議（バス役員のみ）を開き、各号車の問題点を話し合い、バス会員の要望を学校・事務局に伝え調整する。尚、招集は会長が行うものとする。
- ② 会長・副会長は、パリ日本人学校バス運行委員会に出席し、問題を提議し、その経過をバス会員に伝える。
- ③ 会長はバス利用者の会を代表し、副会長は会長を補佐する。

（バス班長の仕事）

- ① モニター表の作成・調整
- ② 電話連絡網の作成
- ③ 座席表の作成
- ④ 新入会員への説明

第3条 地区懇談会

- ① 地区懇談会は、各号車ごとのバス会員によって構成される。
- ② 通常年2回 定例地区懇談会を行う。
- ③ 地区懇談会は、その地区のバス役員とバス班長が開催する。バス役員は、担当地区の要望・意見を汲み上げ、バス役員会でまとめ、会長と相談して、パリ日本人学校バス運行委員会に提出する。
- ④ 地区懇談会は、その地区のバス役員とバス班長を選出する。

第4条 全体集会

- ① 全員の総意によって決定すべき事柄については、役員会は特別に全会員を招集し、全体集会を開催する。
- ② 全体集会は会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ、有効に開催することができない。
全会員の出席が望ましいが、やむをえず出席できない場合は、議決権を委任状をもって出席する他の会員に委任することができる。
- ③ 議決は議事項目についてのみ行い、出席者数（委任状を含む）の3分の2をもって決する。

第5条 改正

本会の会則を改定する場合、全体集会を開催し、その決議をもって決し、パリ日本人学校バス運行委員会の承認を得なければならない。